公　　募　　要　　領

島根県警察機動隊施設内において、島根県警察機動隊に勤務する職員の福利厚生に資することを主たる目的とした自動販売機（アイスクリーム）の設置経営を行う業者を募集する。

記

1　経営規模

島根県警察機動隊におけるアイスクリーム自動販売機１台

2　業務場所

松江市平成町1751-26

島根県警察機動隊

業務場所の平面図等が必要な場合は、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

3　使用許可期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日までの間とする。ただし、使用状況が良好であり、かつ、選定時に提示した提出書類の内容を下回らない場合には、必要に応じ、一度に限り５年を限度として更新することができる。

なお、許可者は「国有財産使用許可申請書」により、使用許可の承認を受けるまで自動販売機営業をすることができない。

4　国有財産使用料

提案された１㎡当たりの年額使用料に使用を許可する面積を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年１月７日付け蔵管第１号）により算定した使用料（以下「算定使用料」という。）以上でなければならない。

国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに当該年度分を納付すること。

なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を通知する。

5　施設概要及び営業条件

別添１「施設概要及び営業条件等」のとおり

6　提出書類

⑴　申請書

別添２「企画提案書記載要領」のとおり

⑵　会社の概要等

別添２「企画提案書記載要領」のとおり

⑶　作成の注意事項

ア　提出された書類は、返却はしない。

イ　提出後の修正等（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

ウ　提出書類の作成費用は、応募者の負担とする。

7　申請書等の提出期限

⑴　提出期限

令和８年12月８日（金）17時15分まで

⑵　提出場所
　　松江市殿町８番地１
　　島根県警察本部会計課管財第一係
⑶　提出方法
　　持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。

８　公募に関する質問
⑴　質問事項がある場合、書面により上記の提出場所まで持込又は郵送により提出（様式は問わない。）すること。郵送の場合は下記の質問受付期限までに必着とすること。
⑵　内容により、公平・公正性の確保のため、回答できない場合がある。
⑶　回答は、個別の者に関する事項以外は、原則、公表する。
⑷　質問の受付は、令和８年11月20日（金）17時15分までとする。

９　辞退
　応募を辞退する場合は、辞退届（別添３）を提出すること。

10　応募資格の失格
　次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。
⑴　期限内に書類提出できなかった場合
⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合
⑶　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
⑷　著しく社会的信用を損なう等により、島根県警察の施設での経営者としてふさわしくないと島根県警察本部が判断した場合

11　許可事業者の選定方法
　審査会の書類審査により選定する。

12　その他
⑴　公募要領等の取扱い
　　目的外使用の禁止
　　庁舎等の使用又は収益の許可を与えるものを公募により選定するものであり、他の目的に使用することを禁止する。
⑵　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア　許可された物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員等から、不当要求又は営業妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
イ　アによる警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

13　問い合わせ先
　松江市殿町８番地１
　島根県警察本部会計課管財第一係
　電話　0852-26-0110　内線2232